

平成26年度の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための措置が講じられました。

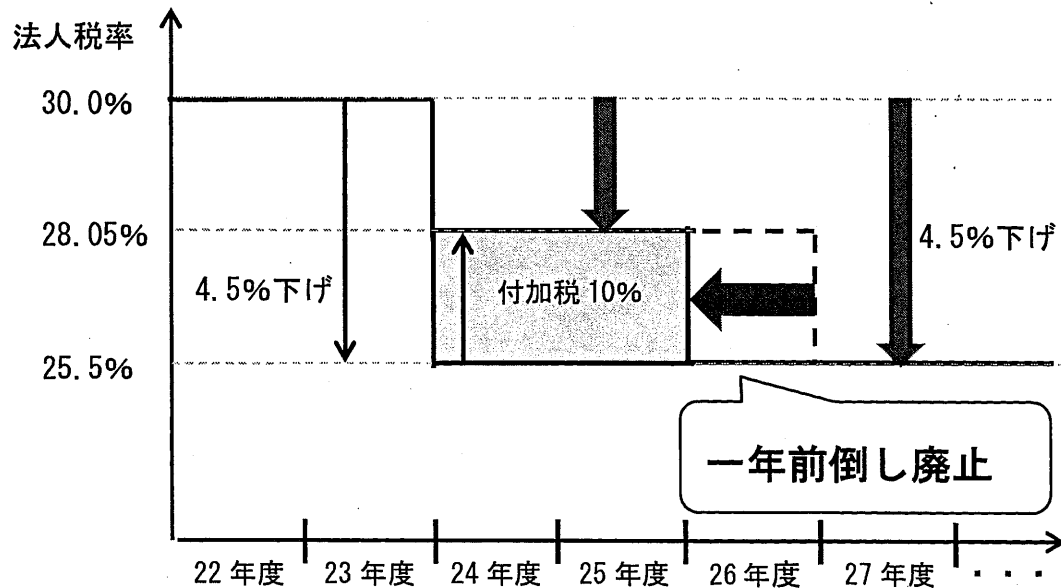
改正の重要ポイントを掲載しましたので御参照ください。また、自民党税制調査会は、4月中旬から法人税引き下げに向けた本格的な議論に着手する予定です。議論の動向については、都度トピックスで紹介します。

## 復興特別法人税の1年前倒し廃止

- 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒して終了する。

### 【現行制度の概要】

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務がある。



(参考)平成26年度以降の法人実効税率(東京都、資本金1億円超の法人のケース)は、35.64%

「好循環実現のための経済対策」について  
(平成25年12月5日閣議決定) (抄)

### ○経済の好循環の実現

経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組みとともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。確実な成果を得るため、引き続き、経済界への徹底した要請などの取組を行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

## 交際費課税の見直し

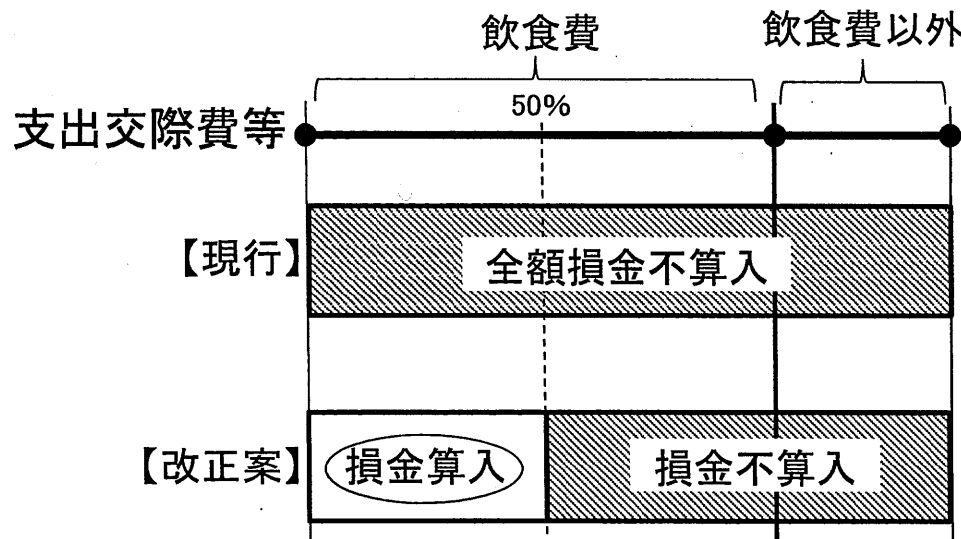
○ 交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、飲食のための支出(社内接待費を除く。)の50%を損金算入できることとする。

※ 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

### 【現行制度の概要】

法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまでの全額損金算入可。

### 改正案のイメージ



### 平成25年改正法附則第108条3号抜粋

○ 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらか有利な方を選択

# 生産性向上設備投資促進税制の創設

(法人税・所得税関係)

○ 設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設する。具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される予定の以下の設備等の取得等をした場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとする。

(1) 先端設備

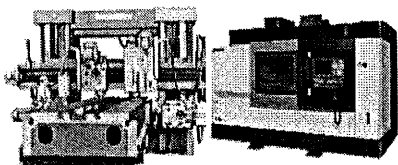
機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの（中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む。）。

※ 上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの。

先端設備

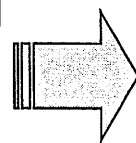


最新モデルかつ生産性向上要件  
（旧モデル比で年平均生産性  
1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備



投資計画上の投資利益率が15%以上  
（中小企業者等は5%以上）であるこ  
との経済産業局の確認を受けたもの



【改正】産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度の投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

## 中小企業の投資活性化策

(法人税・所得税関係)

- 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、
- (1) 中小企業投資促進税制について、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした特定機械装置等(機械装置並びに一定の工具、器具備品及びソフトウェア)が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%)の税額控除ができることとする。
  - (2) 生産性向上設備投資促進税制について、中小企業者等に対し、以下の措置を講ずる(再掲)。
    - ① 先端設備について、一定のソフトウェア及びサーバーを対象とする。
    - ② ソフトウェアが組み込まれた機械装置については、10年以内に販売されたもので一代前モデルも含める。
    - ③ 生産ライン等の改善に資する設備に係る投資利益率要件につき、中小企業者等(資本金1億円以下)は5%以上(大法人は15%以上)とする。
  - (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長する。

### ○中小企業投資促進税制

#### 【現行制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(下記⑤は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可)ができる。

#### (特定機械装置等)

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

#### 【改正】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正案
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

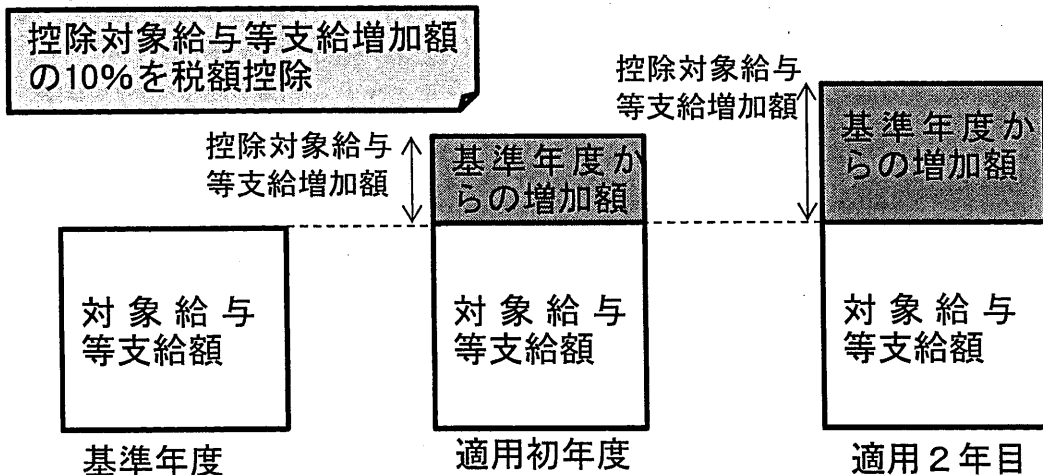
## 所得拡大促進税制の拡充

(法人税・所得税関係)

- 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。  
 具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長する。
- (1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行：5%以上）について次のとおりとする。
- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上(平成26年4月1日前に終了する事業年度にも適用)
  - ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
  - ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上
- (2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等(※)に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行：以上であること）とする。
- ※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。

### 【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額(※)の10%（中小企業等は20%）を限度）できる



※個人については、その年分の事業所得に係る所得税額

【改正】

平成25、26年度	2%以上
平成27年度	3%以上
平成28、29年度	5%以上

- 【要件】
- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
  - (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
  - (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

## 高所得層の給与所得控除の見直し

○ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。

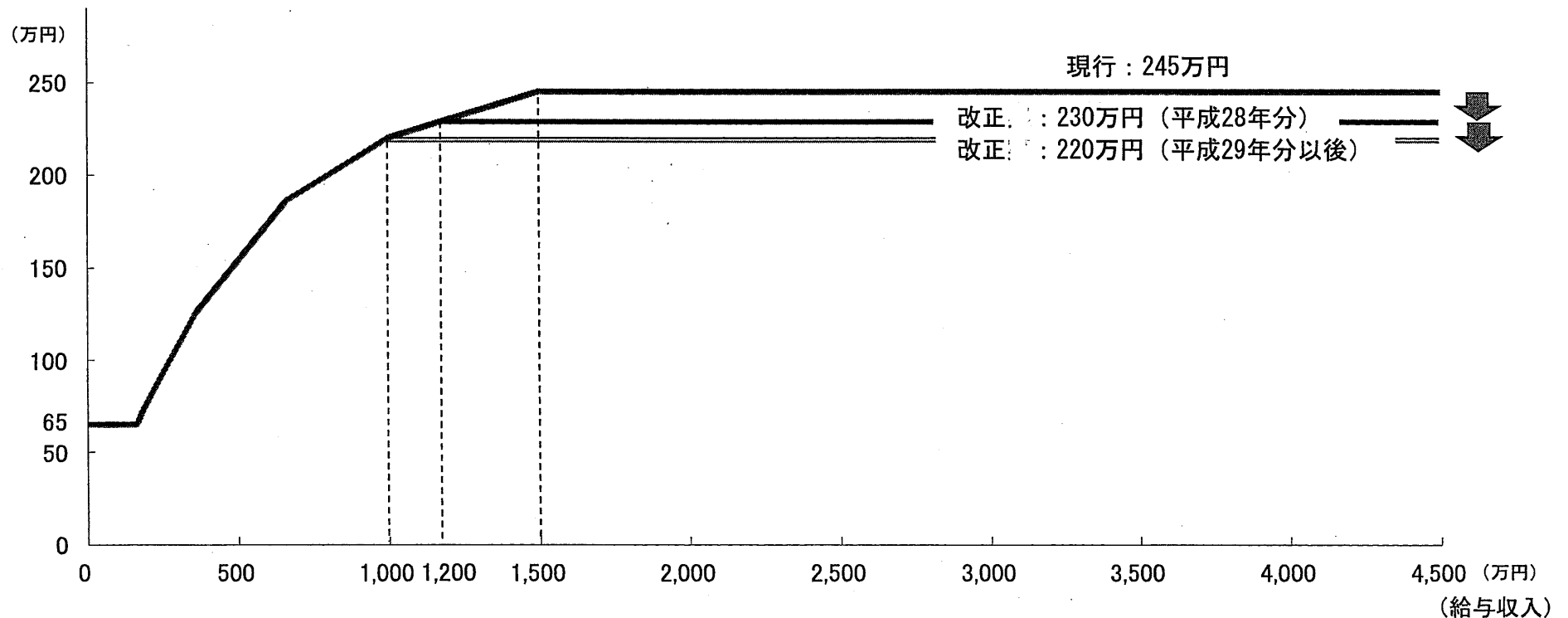
○ このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を次のとおり漸次引き下げる。

平成28年分 1,200万円（控除額230万円）

平成29年分以後 1,000万円（控除額220万円）

（注） 年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

（給与所得控除額）



## 見直し案による税負担変化（所得税＋住民税）

（単位：万円）

給与収入	現行の税負担	・控除の上限額が適用される給与収入 1,500万円超→1,200万円超 ・控除の上限額 245万円→230万円 とした場合の税負担		・控除の上限額が適用される給与収入 1,200万円超→1,000万円超 ・控除の上限額 230万円→220万円 とした場合の税負担	
	（平成27年分）	（平成28年分）	現行からの 税負担の変化	（平成29年分）	平成28年分からの 税負担の変化
1,000万円	114	114	+0	114	+0
1,200万円	170	170	+0	173	+3
1,500万円	267	274	+7	278	+4
2,000万円	486	492	+7	497	+4
3,000万円	970	978	+8	983	+5
4,000万円	1,479	1,486	+8	1,491	+5
5,000万円	2,011	2,019	+8	2,025	+6
1億円	4,808	4,816	+8	4,822	+6

（注1）夫婦子2人（子のうち1人は特定扶養親族、1人は一般扶養親族）の場合として計算している。

（注2）年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

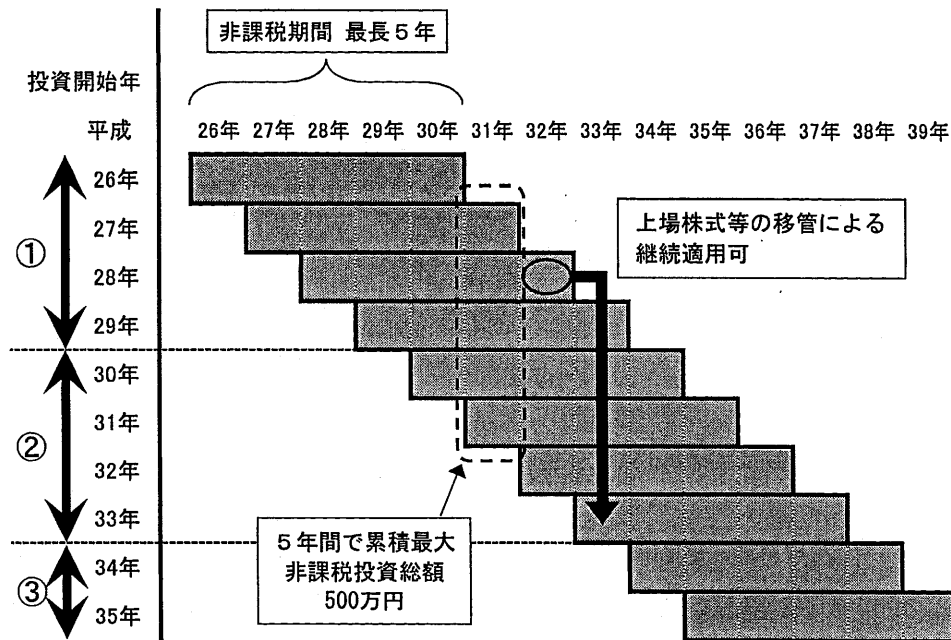


## NISAの利便性向上のための見直しについて

### <NISAの概要>

- 1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 2. 開設者(対象者) : 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
- 3. 非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限
- 4. 非課税投資総額 : 最大500万円 (100万円×5年間)
- 5. 口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間 (毎年新たな口座開設は不要※1)
- 6. 保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)

### <NISAのイメージ>



### <現行制度>

- ①②③の各期間内では、
- (1) NISA口座開設金融機関の変更はできない。
  - (2) 一旦NISA口座を廃止した場合には口座の再開設はできない。

### <改正>

- (1) NISA口座開設金融機関の毎年の変更を可能にする。(※2)
  - (2) NISA口座を廃止した場合でも、NISA口座の再開設を可能にする。(※3)
- 【平成27年1月1日から適用】

(※1) ①②③の期間ごとに金融機関を選択し、その期間内に金融機関を変更しない場合には、新たな手続は不要。

(※2) 金融機関の変更は、その変更しようとする年にNISA口座へ上場株式等を受け入れていない場合にのみ可能。

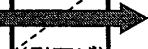
(※3) NISA口座を廃止した年に既に上場株式等をNISA口座に受け入れていた場合は、NISA口座の再開設は翌年以降から可能。

## 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

みなし仕入率の実態調査の結果を踏まえ、  
 金融業及び保険業：60% → 50% に引き下げる。  
 不動産業：50% → 40%

(注) 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用。

		創設時	平成3年改正 (平成3年10月から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月から適用)	平成15年度改正 (平成16年4月から適用)	改正(案) (平成27年4月から適用)
適用上限 (課税売上高)		5億円	4億円	2億円	5,000万円	5,000万円
みなし仕入率	卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)
	小売業	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)
	農林水産業		70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)
	鉱業					
	建設業					
	製造業	60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)	
	料理飲食業等					
	金融業及び保険業	60% (第四種)	50% (第五種)	50% (第五種)	50% (第五種)	50% (第五種)
	運輸・通信業					
	サービス業					
不動産業					40% (第六種)	



(引下げ)

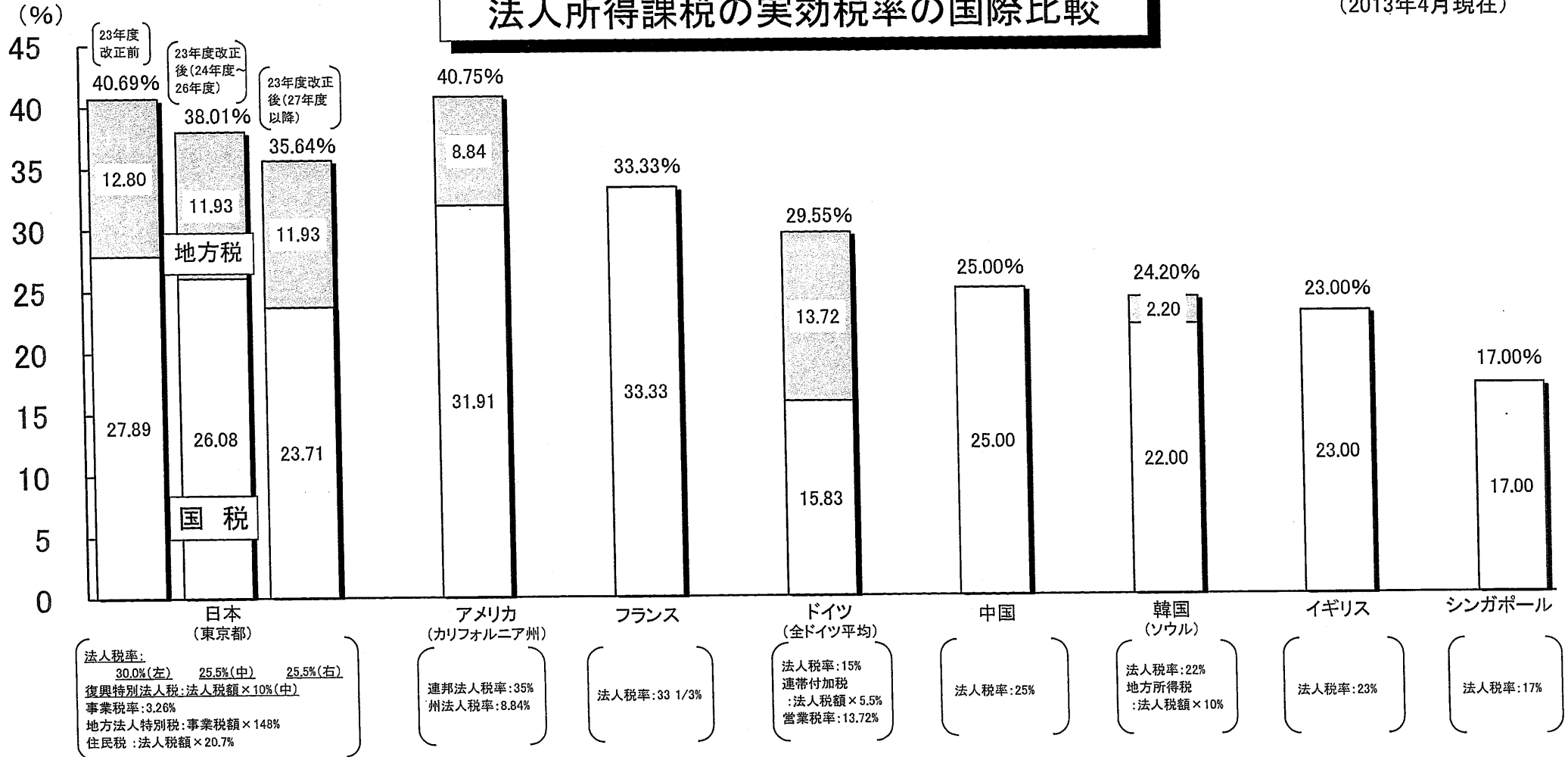


(引下げ)

【新設】

# 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2013年4月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率392%(2011年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。